様式８　設置廃止を伴わない学校の名称変更・事務所の所在地の変更・公告の方法の変更に

　　　　　係る寄附行為変更届出書

|  |
| --- |
| 文　書　番　号  令和　　年　　月　　日  　群馬県知事　　○ ○ ○ ○　　様  　　 学校法人所在地  　　 学校法人名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　　事　　長  学校法人○○学園寄附行為変更届  　　学校法人　　　　学園の寄附行為を次のように変更しましたので、私立学校法第１０８条第５項の規定により、同法施行規則第４６条第２項に定める関係書類を添えて届け出ます。  関係書類  　（１）寄附行為変更の理由  　（２）新旧比較対照表  　（３）寄附行為所定の手続を経たことを証する書類　 ※１  　（４）新寄附行為 |
|

　※１　法第１０８条第１項及び第２項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもって定めた学校法人にあっては、評議員会の決議を含む。）を経たことを称する書類。理事長が原本証明を行ったもの。

　　【寄附行為変更届で済む事項】

　　　　①　設置廃止を伴わない学校の名称変更

　　　　②　事務所の所在地の変更

　　　　③　公告の方法の変更

　　　　※　上記以外の変更は、寄附行為変更認可申請（様式２）が必要です。

|  |
| --- |
|  |

（注１）学校の名称変更については、既存の名称を使用することはできないので、事前に私学・青少年課に確認してください。

（注２）寄附行為変更後、「学校の名称変更登記」または「事務所の移転登記」を行い、登記完了届（様式６）を提出してください。（「公告の方法の変更」については、登記は不要です。）

（注３）必要に応じて「園則変更届（私立幼稚園　申請・届出様式集（様式７））」を提出してください。